**平成２８年１月より、確定申告書にマイナンバーの記入が必要となりました。**

**それに伴い、商工会では提出代行についても以下のとおり変更となっております。**

**○商工会に申告書を預け、税務署への提出を委託する場合**

（１）特定個人情報の取扱いに関する委託契約書に記入していただきます。

※昨年、特定個人情報の取扱いに関する委託契約書をご記入いただいた方は、改めてご提出いただく必要はありません。

※委託契約書にご記入いただけない場合は、商工会が提出代行することはできません。

（２）申告書類にマイナンバーを記入していただきます。

（３）商工会職員が申告書類を預かり、税務署へ提出します。

※本人確認書類の添付が必要になります。下記をご確認いただきご持参ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 番号（マイナンバー）確認書類 | 身元確認書類 |
| 個人番号カード | 不要 |
| 通知カード | 一覧Ａから１点、または一覧Ｂから２点以上 |
| 個人番号が記載された住民票の写し  住民票記載事項証明書 | 一覧Ａから１点、または一覧Ｂから２点以上 |

|  |  |
| --- | --- |
| 身元確認書類一覧 | |
| 一覧Ａ（１点のみで受付可能なもの） | 一覧Ｂ（Ｂ点以上必要なもの） |
| 次のうちいずれか１点をお持ちください。  ①運転免許証　②運転経歴証明書  ③パスポート　④身体障害者手帳  ⑤精神障害者保健福祉手帳　⑥療育手帳  ⑦在留カード特別永住者証明書  ⑧官公署から発行・発給された書類、その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（（1）氏名、（2）生年月日または住所、が記載されているもの。） | 次のうちいずれか２点をお持ちください。  ①公的医療保険の被保険者証  ②年金手帳  ③児童扶養手当証書  ④特別児童扶養手当証書  ⑤官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類、その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（（1）氏名、（2）生年月日又は住所、が記載されているもの。） |

**○委任状にご署名いただけない場合**

（１）商工会では申告書類はお預かりできません。

（２）商工会に来館する際は申告書類にはマイナンバーは記入しないでください。

（３）商工会で申告書類作成後、マイナンバーを記入し、各自で税務署に提出してください。